

第3期 岡崎市障がい福祉計画

【平成24~26年度】



岡崎市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけと期間	1
第3節 法制度の動向	2
1 障害者自立支援法施行後の国・県の動向	2
2 本市の状況	2
第2章 障がい者手帳保持者数の推移	3
第3章 計画の基本的理念	5
第1節 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重をする環境づくり	5
第2節 市を主体とする障がい共通の多面的なサービスの提供	5
第3節 地域生活移行の推進と就労支援の強化	5
第4章 地域生活移行と就労支援の数値目標	6
第1節 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標	6
第2節 「入院中の精神障がい者の地域生活移行」の目標	7
第3節 「福祉施設から一般就労への移行」の目標	7
第4節 「就労支援事業利用」の目標	8
第5章 サービス量の見込みと提供体制の確保策	9
第1節 サービス量の見込みの全体像	9
第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策	11
1 在宅生活への支援	11
(1) 訪問系介護給付サービス(介)	11
(2) 移動支援事業(地)	13
(3) 短期入所(介)	14
(4) 相談支援(自・地)	14
(5) 補装具費の支給(自)	15
(6) 日常生活用具給付費支給事業(地)	16
(7) コミュニケーション支援事業(地)	17
(8) 自立支援医療(自)	18

(9) 訪問入浴(地)	18
(10) その他の在宅生活支援(地)	19
2 日中活動への支援	19
(1) 介護・見守りサービス	19
生活介護・療養介護(介)	19
日中一時支援事業(地)	21
(2) 生活自立(自立訓練)に向けたリハビリテーションサービス(訓)	22
(3) 就労訓練・福祉的就労サービス	24
就労移行支援・就労継続支援(訓)	24
地域活動支援センター事業(地)	26
(4) その他の日中活動支援(地)	27
3 居住の場への支援	27
(1) 施設入所支援(介)	27
(2) 共同生活援助(訓)・共同生活介護(介)	28
(3) その他の居住の場への支援(地)	30
4 障がい児支援のための計画的な基盤整備	30
(1) 障がい児通所支援	30
児童発達支援(児童発達支援事業)	30
児童発達支援(福祉型・医療型児童発達支援センター)	31
放課後等デイサービス	31
保育所等訪問支援	31
(2) 障がい児入所支援	32
(3) 障がい児相談支援	32

第6章 円滑な推進に向けた方策

第1節 自立支援協議会の円滑な運営	33
第2節 計画達成状況の点検・評価、進行管理体制の確立	33
第3節 法制度改正による対応	34

参考資料

1 西三河南部東圏域(岡崎市・幸田町)の目標値	35
2 計画策定の経過	36
3 岡崎市障がい者自立支援協議会委員名簿	37

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本市では、平成19年3月に第1期、平成21年3月に第2期と、岡崎市障がい福祉計画を策定してきました。障害者自立支援法に基づくサービス(障がい福祉サービス、相談支援事業、地域生活支援事業など)を、必要とする市民へ提供し、安心して地域で暮らしていけるよう取り組んできました。

平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、「応益負担を原則とする障害者自立支援法」という内容等で廃止、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、国において必要な検討が行われています。そして、平成24年3月「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定されました。

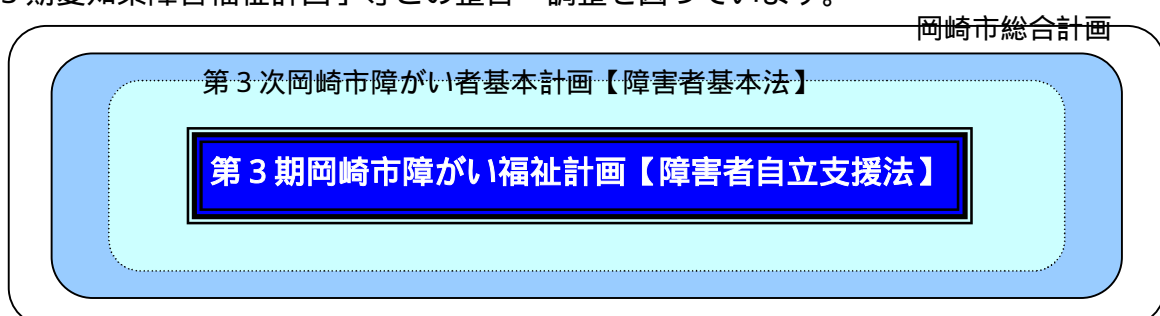
第3期岡崎市障がい福祉計画は、こうした法改正や現状での政策課題、サービスの実施状況を認識しながら、法改正による見直しを踏まえ、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、具体的な数値目標とその達成方策を明らかにするために策定するものです。

第2節 計画の位置づけと期間

障害者自立支援法は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、他の障がい児・者の福祉関連法とあいまって、障がい児・者がその有する能力・適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの給付やその他の支援を行い、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

障害者基本法の改正、障害者自立支援法自体の廃止、新法の制定へ向けての検討が行われている中、第3期岡崎市障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づいて策定される計画であり、計画期間を平成24～26年度とし策定します。

策定にあたり、本市の障がい者施策の基本的方向を定める「第3次岡崎市障がい者基本計画」や、本市の最上位計画である「第6次岡崎市総合計画」、関連計画である「第3期愛知県障害福祉計画」等との整合・調整を図っています。



1 障害者自立支援法施行後の国・県の動向

国では、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障がい者に係る制度の集中的な改革を目的として、平成21年12月「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。この下で、障がい者施策の推進に関する意見をまとめる「障がい者制度改革推進会議」が発足し、推進会議の下に平成22年4月、障がい者、障がい者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等からなる「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設けられました。

そして、推進会議の「第一次意見」を受け、平成22年6月29日の閣議決定で「『障害者総合福祉法』（仮称）の制定」に関しては、「応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする『障害者総合福祉法』（仮称）の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年法案提出、平成25年8月までの施行を目指す。」と決めました。「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の提言では、具体的に次の6つの目標を新法に求めています。

- 【1】障がいのない市民との平等と公平
- 【2】谷間や空白の解消
- 【3】格差の是正
- 【4】放置できない社会問題の解決
- 【5】本人のニーズにあった支援サービス
- 【6】安定した予算の確保

県では、平成23年6月に「あいち健康福祉ビジョン」を策定し、平成23年～平成27年度までの計画期間を定め、都道府県障がい者計画と位置づけています。その中では、平成24年度より「西三河南部圏域」が、「西三河南部東圏域」と「西三河南部西圏域」に分割することとなっています。「第3期愛知県障害福祉計画」については、この上位計画の内容を踏まえつつ、平成23年度中に策定されます。

2 本市の状況

障害者自立支援法施行後、障がい福祉サービスの提供は年々増加しています。今後、障がい福祉サービス利用計画に基づき、サービスを利用できるよう一層の充実に務めていくことが求められます。

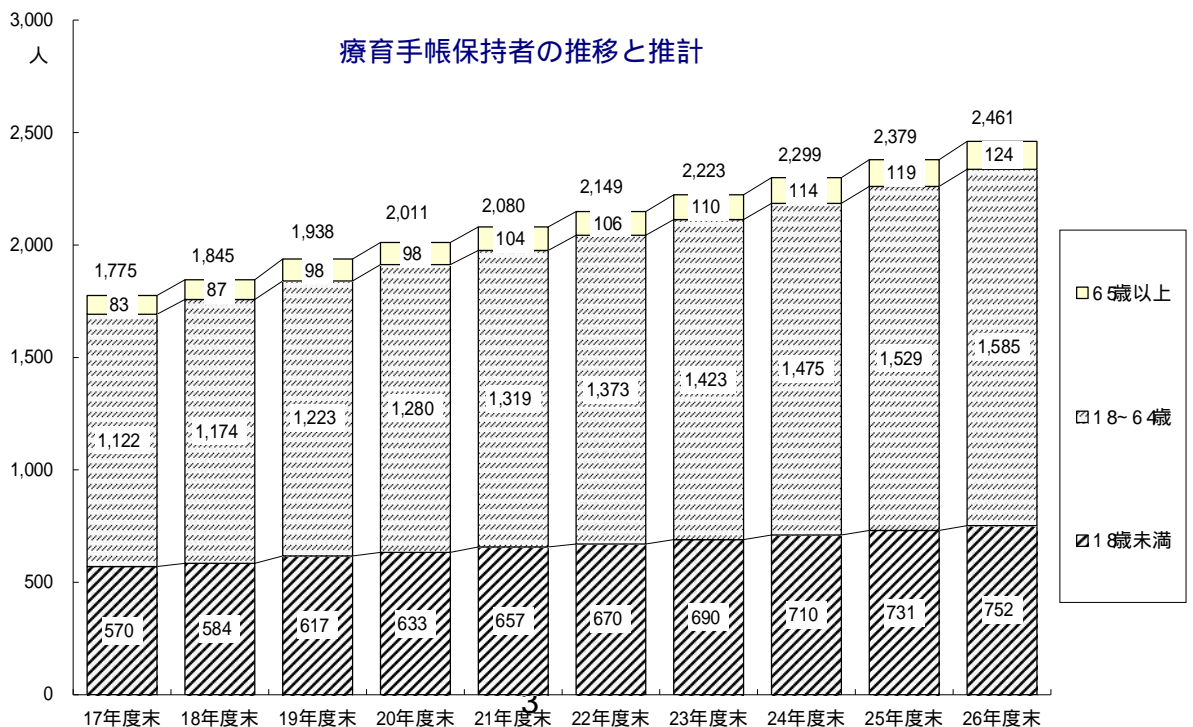
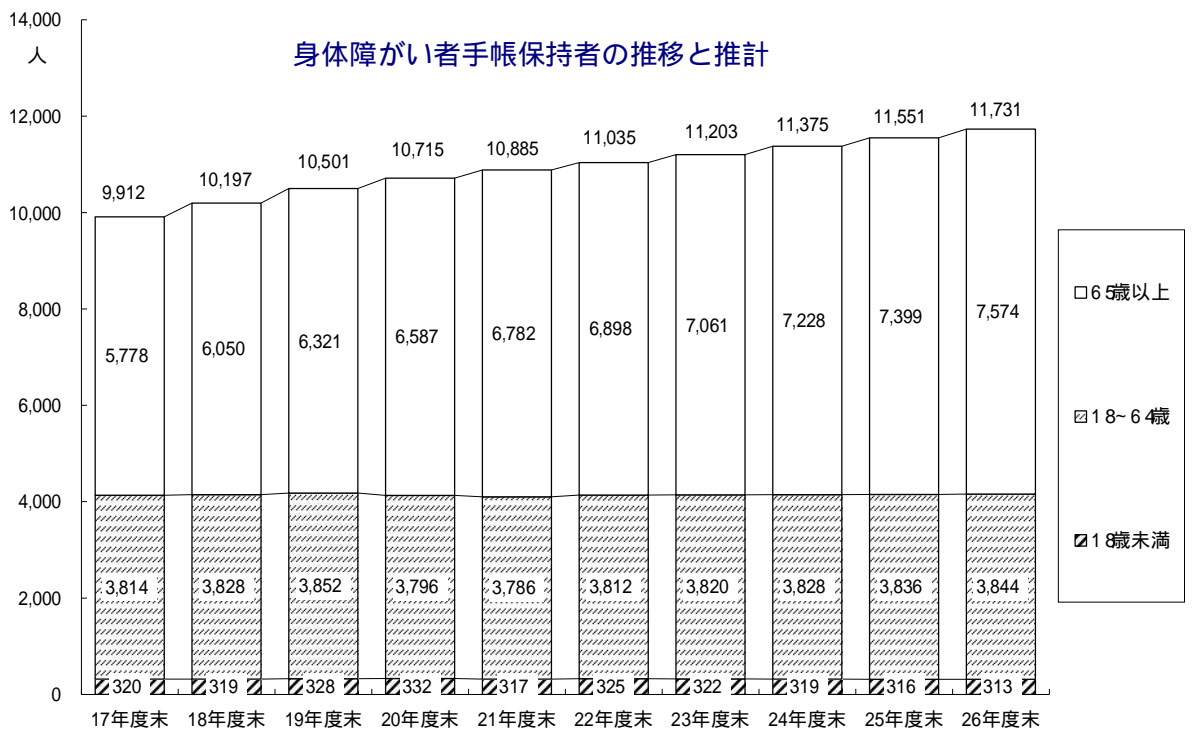
また、市の裁量事業である地域生活支援事業については、日常生活用具費支給事業での独自品目の設定、日中一時支援事業の充実などサービスの提供に努めています。利用も年々増加しています。障がい者の多様なニーズに応じて、創意工夫を図り、サービス

の質・量の一層の充実に努めていくことが求められます。

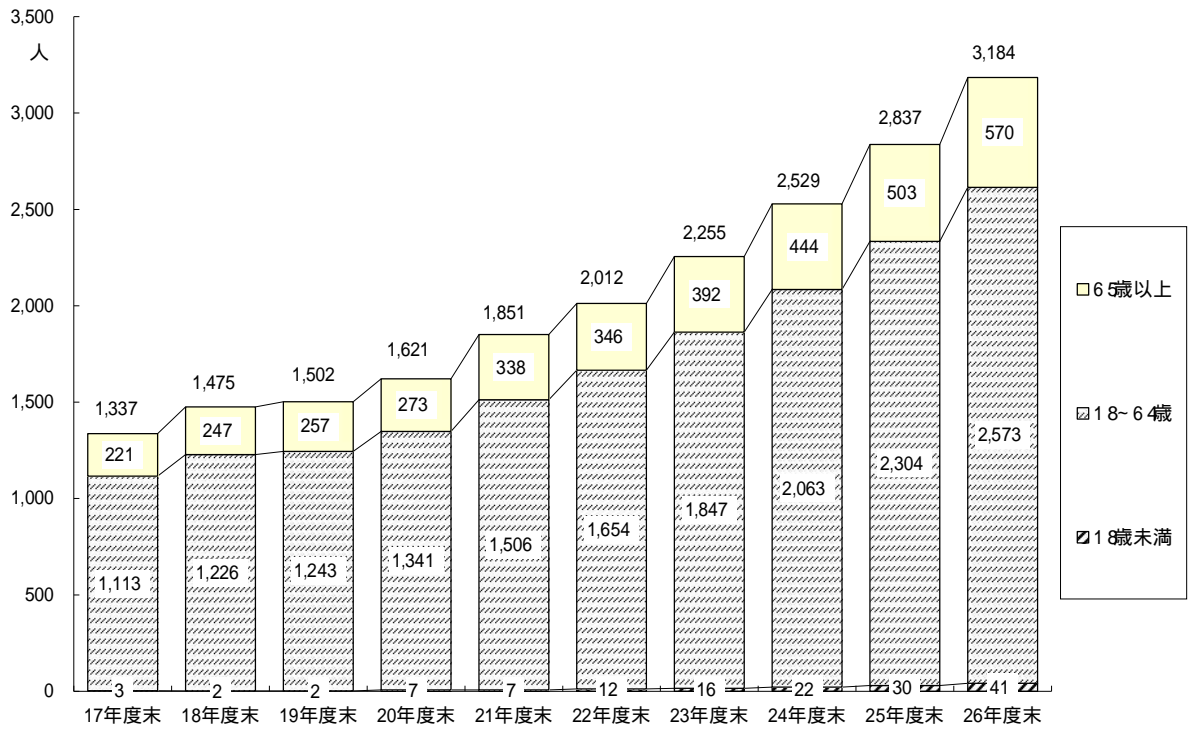
第2章 障がい者手帳保持者数の推移

平成22年度末の障がい者手帳保持者数は、身体障がい者手帳保持者が11,035人(人口の2.93%)、療育手帳保持者が2,149人(同0.57%)、精神保健福祉手帳保持者が2,012人(同0.53%)です。

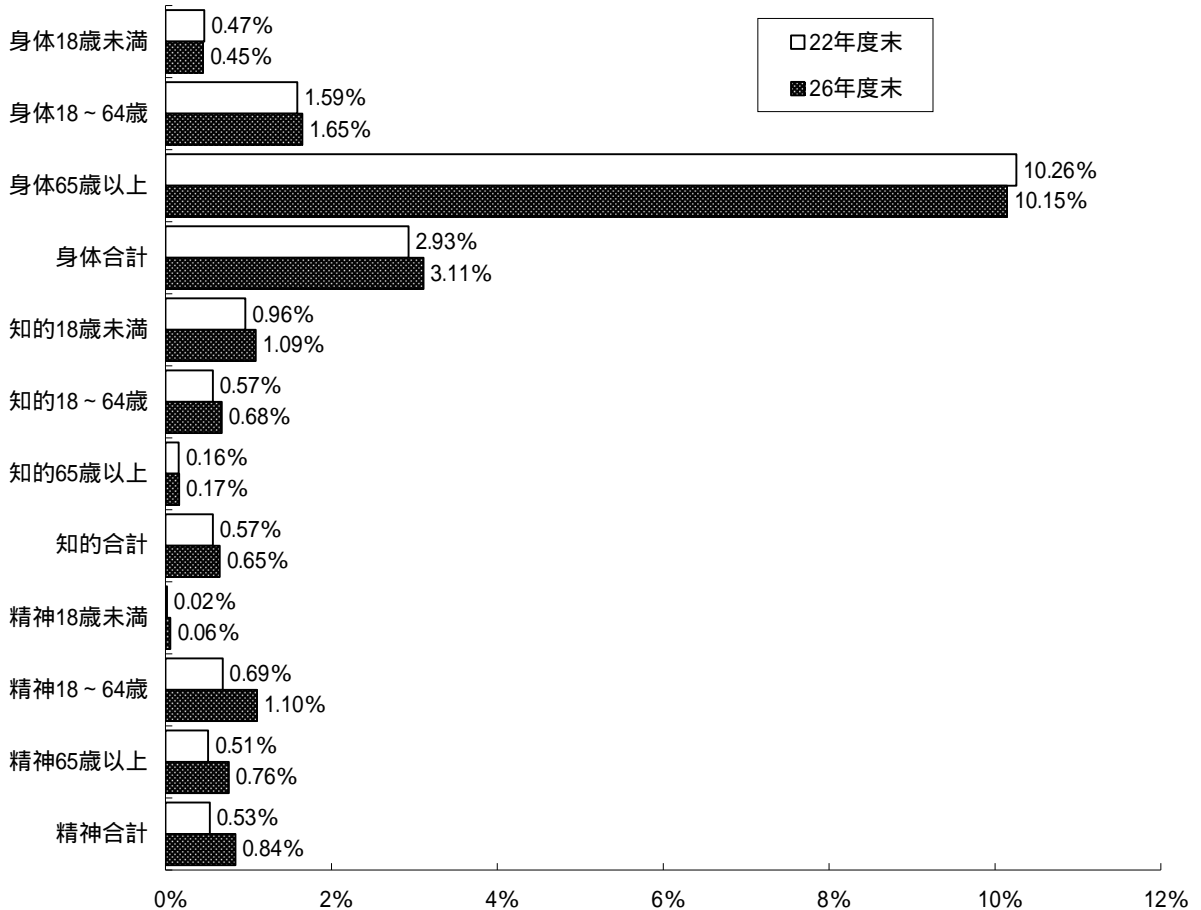
過去の推移に基づき、平成26年度末時点の人数を推計すると、身体障がい者手帳保持者は11,731人、療育手帳保持者は2,461人、精神保健福祉手帳保持者は3,184人となります(複数の手帳を持っているかたはそれぞれで計上)



精神障がい者保健福祉手帳保持者の推移と推計



〔参考〕人口に占める手帳保持者の割合



第3章 計画の基本的理念

障がい福祉計画は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念、障がい者基本計画の基本理念や基本目標との調和に配慮しつつ、第2期計画から引き続き以下の3つの基本方針を掲げ、その実現をめざします。

第1節 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重をする環境づくり

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

第2節 市を主体とする障がい共通の多面的なサービスの提供

市が中心的な実施主体となり、社会福祉法人、医療法人、企業、特定非営利活動法人、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいの障がい共通の多面的なサービスを提供します。

第3節 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

第4章 地域生活移行と就労支援の数値目標

地域生活移行と就労支援については、第3期障がい福祉計画の計画終了年度である平成26年度に向けて以下の数値目標を掲げ、その達成をめざした施策誘導を図ります。

第1節 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標

「福祉施設入所者の地域生活移行」については、国は、「平成26年度末の施設入所者数を計画当初入所者数から10%以上削減すること」と、「計画策定当初に入所している障がい者の30%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本市では、これまでの実績及び地域の相談支援体制の整備、住まいの場となる共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備、人材の確保など、地域生活移行後のバックアップ体制の整備が不十分である地域の実情を踏まえて、第3期計画において、入所者数の削減目標としては、平成23年4月時点での227人の入所者を平成17年度10月時点の216人まで削減し、入所から地域生活に移行した人数の目標を23人と設定します。

「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項目	数	値 目 標			備 考
		旧法身体障がい者施設入所者	旧法知的障がい者施設入所者	新法の施設入所支援利用者	
第1期計画当初時点の入所者数（A）	216人	66人	150人	-	平成17年10月時点
第1期計画見直し時点の入所者数	235人	70人	154人	11人	平成20年4月時点
第2期計画当初時点の入所者数	227人	11人	60人	156人	平成23年4月時点
計画目標年度の入所者数（B）	216人	-	-	216人	平成26年度末時点
入所者数の9年間での削減目標（C）	0人 （0%）	-	-	-	A - Bの人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き。 （国の目標割合は10%以上）
9年間に、入所から地域生活に移行する人数の目標（D）	23人 （10%）	7人 （平成18～22年度までの実績）	5人 （平成18～22年度までの実績）	11人	第1期計画当初の施設入所者のうち、グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数。 （国の目標割合は30%以上）

第2節 「入院中の精神障がい者の地域生活移行」の目標

国は、平成26年度まで引き続き、「受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」が退院し、地域生活への移行を目指すとしています。

県が実施した精神科病院に対しての調査によると、第1期計画当初平成18年6月末現在で、県内の精神科病院に入院中で「今後受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」は、本市では22人であるとの調査結果を得ました。第1期～第2期計画期間中、地域移行を目指した実績は平成19年18人、平成20年19人、平成21年13人、平成22年10人となっています。

今回の計画では、前計画より「別の客観的な指標」が必要であるとの提言から、精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、退院のさらなる促進に係る要素をより具体化し、市の計画の中では定めず、数値目標は県の計画に定められています。なお、今回の計画基準となる平成20年6月末現在の月間退院者数は、県全体で1,269人、内本市は64人との実績になっています。

「入院中の精神障がい者の地域生活移行」の目標

項 目	国の指針
1年未満入院者の平均退院率の目標	平成26年度の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7%相当分増加
65歳以上かつ5年以上入院していた者に関する目標	平成26年度の退院者数を直近の数から2割増加

第3節 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

「福祉施設から一般就労への移行」については、国は、「福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数」が「平成26年度時点には平成17年度時点の4倍以上になること」を目標として設定しています。本市では、平成26年度において、「福祉施設から一般就労に移行する人数」を、平成17年度実績の6人の4倍である24人と設定します。

「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項 目	数値目標	備 考
第1期計画当初時の年間の一般就労移行者数	6人	平成17年度において福祉施設から一般就労に移行した人の数
平成18年度～22年度の年間の一般就労移行者数	年度 人数 18 9人 19 9人 20 13人 21 8人 22 7人	各年度実績（平成17年度実績6人の平均1.5倍）
目標年度の年間一般就労移行者数	24人	平成26年度において福祉施設から一般就労に移行した人の数

また、岡崎市障がい者自立支援協議会就労支援専門部会でも、個々の事例への取組みや、ハローワークのセミナー等の場で「障がい特性の理解」を企業へ働きかけるなど、「福祉施設から一般就労への移行」を促進していきます。

第4節 「就労支援事業利用」の目標

国では、「平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、20%以上の者が就労移行支援事業を利用すること」を目標として設定しています。本市では、26年度の就労移行支援事業の利用者数を47人（4.5%）と設定します。

さらに、国では、「平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、30%は就労継続支援(A型)事業を利用すること」を目標として設定しています。本市では、平成26年度時点の就労継続支援事業の利用者を427人と見込みます。「就労継続支援事業の利用者のうち、A型事業を利用する割合」は18.7%です。

「就労支援事業の利用者数」の目標

項目	数値目標	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	1,046人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	47人 (4.5%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者(A)	80人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者	347人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者(B)	427人	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
目標年度の就労継続(A型)事業の利用者の割合(A)/(B)	18.7%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合

離職者の再チャレンジを促すような支援や、特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ることなど、事業者へも理解を促進するとともに、具体的にどのような支援ができるのかを、岡崎市障がい者自立支援協議会就労支援専門部会で協議していきます。また、市の契約部門とも連携し、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大の取組みを進めていきます。

第5章 サービス量の見込みと提供体制の確保策

第1節 サービス量の見込みの全体像

障害者自立支援法に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を実施します。

障がい福祉計画策定に向けた国の基本指針や県の「計画策定についての基本的な考え方」、過去のサービス利用実績、さらには事業者の意向などをふまえ、本市の障がい者が利用するサービスの各年度の事業量を以下の通り見込みます。

自立支援給付のサービス事業量の実績と見込み

区分	サービス名	第2期計画			第3期計画			単位	
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
在宅生活への支援	居宅介護	4,142	4,997	5,146	5,301	5,460	5,624	延時間 / 月	
	重度訪問介護	154	160	164	169	174	180		
	行動援護	197	258	265	273	281	290		
	同行援護	-	-	250	258	265	273		
	短期入所		427	412	424	437	450	464	延人日 / 月
			78	74	76	79	81	83	実人 / 月
	計画相談支援	3	7	17	488	503	518	実人 / 月	
	地域相談支援（地域移行支援）	-	-	-	5	5	5		
地域相談支援（地域定着支援）	-	-	-	6	7	7			
日中活動への支援	生活介護	6,352	7,247	10,592	10,910	11,237	11,574	延人日 / 月	
		316	366	482	496	511	527	実人 / 月	
	自立訓練（機能訓練）	30	1	46	46	46	46	延人日 / 月	
		2	1	2	2	2	2	実人 / 月	
	自立訓練（生活訓練）	44	63	69	989	989	989	延人日 / 月	
		3	3	3	43	43	43	実人 / 月	
	就労移行支援	286	444	580	700	820	940	延人日 / 月	
		14	23	29	35	41	47	実人 / 月	
	就労継続支援（A型）（雇成型）	336	1,280	1,318	1,358	1,399	1,441	延人日 / 月	
		15	71	73	75	78	80	実人 / 月	
	就労継続支援（B型）（非雇成型）	4,860	5,578	5,745	5,918	6,095	6,278	延人日 / 月	
		257	308	317	327	337	347	実人 / 月	
	療養介護	62	62	62	527	527	527	延人日 / 月	
		2	2	2	17	17	17	実人 / 月	
	（旧児童デイサービス）	1,022	1,458	1,502	-	-	-	延人日 / 月	
133		207	213	-	-	-	実人 / 月		
（旧体系施設利用）	166	10	0	-	-	-	実人 / 月		

居住 の場 への 支援	施設入所支援（新体系）	123	124	223	220	218	216	実人/月
	（旧体系入所施設利用）	109	99	0	0	0	0	実人/月
	共同生活介護（ケアホーム）	45	54	60	65	70	76	実人/月
	共同生活援助（グループホーム）							

注：実績は21年3月と22年3月の1か月分。見込みも各年3月の1か月分を想定している。

地域生活支援事業量の実績と見込み

事業名	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業箇所数	6	7	7	7
	基幹相談支援センター設置	無	無	無	有
	相談支援機能強化事業実施	無	無	無	無
	住宅入居等支援事業実施	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用人数（人/月）	0	2	2	2
コミュニケーション支援事業 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用人数（人/月）	71	76	77	80
	利用延回数（回/月）	65	69	71	73
手話通訳者設置事業	設置見込み者数（人）	1	1	1	1
日常生活用具給付費支給事業	支給延件数（件/年）	5,238	5,558	5,724	5,895
移動支援事業	利用人数（人/月）	187	198	204	210
	利用延時間（時間/月）	1,454	1,542	1,588	1,636
地域活動支援センター事業	箇所数	2	2	2	2
	利用延日数（人日/月）	1,284	1,362	1,403	1,446
障がい児等療育支援事業	箇所数	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	利用人数（人/月）	25	27	27	28
日中一時支援事業	利用延回数（回/月）	2,409	2,492	2,616	2,746

注：月実績は22年3月の1か月分、見込みも各年3月の1か月分を想定している。年度における見込み数値は12か月をかけるものとする。

第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

1 在宅生活への支援

在宅生活を支援するため、居宅介護や短期入所などのサービスを提供します。なお、()内の(介)は介護給付を、(訓)は訓練等給付を、(自)はその他の自立支援給付を、(地)は地域生活支援事業を示します(以下同じ)。

(1) 訪問系介護給付サービス(介)

〔サービス内容〕

居宅介護(身体介護・家事援助)、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援に、平成23年10月からスタートした同行援護がサービスに加わりました。在宅生活を送る障がい児・者のもとへヘルパーが出向き、身体の介護、家事の援助や外出時の移動介護などのサービスを提供するものです。

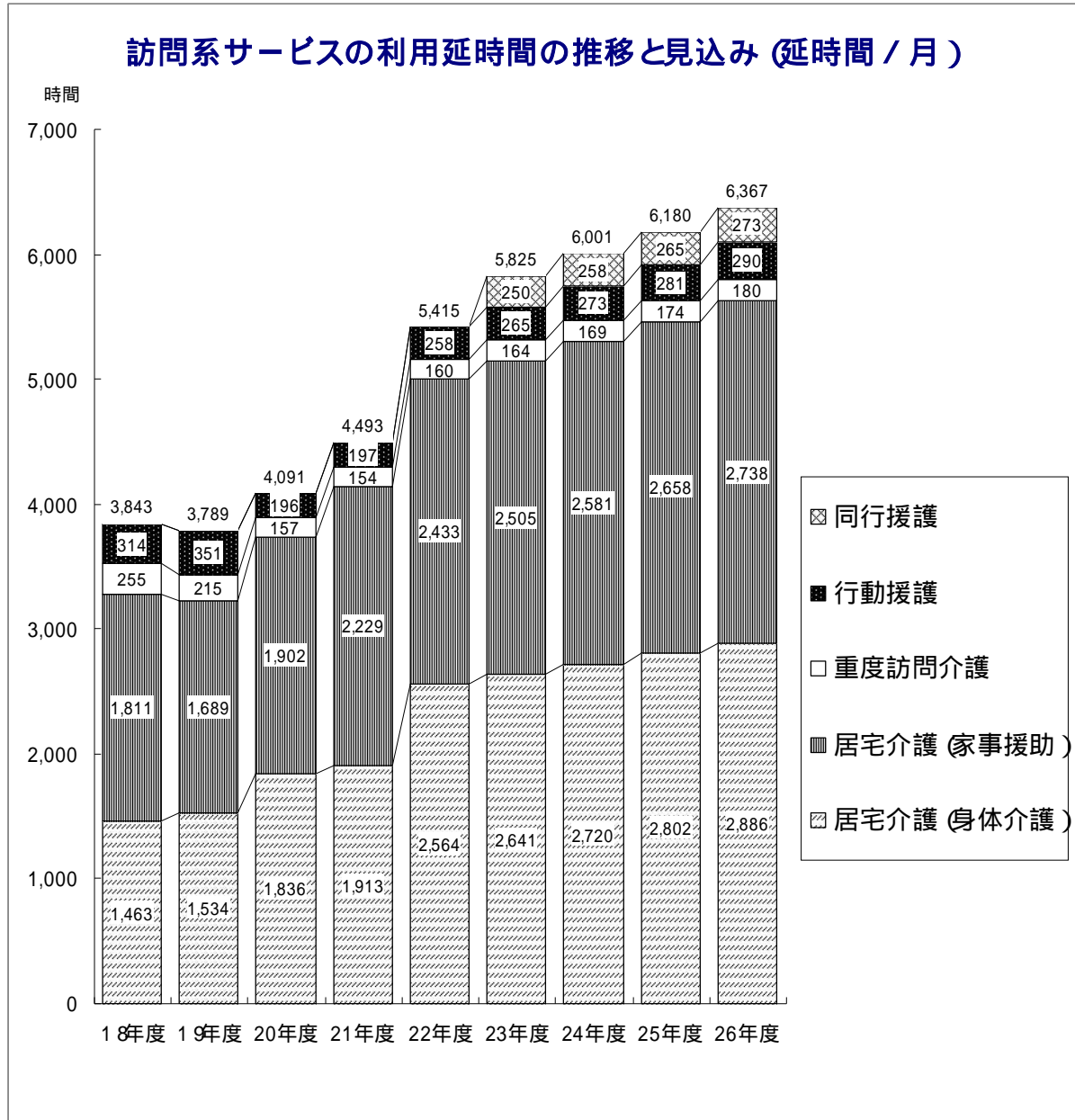
訪問系介護給付サービスの内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障がい程度区分1以上のかた	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とするかた(障がい程度区分4以上)	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とするかた(障がい程度区分3以上)	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
重度障がい者等包括支援	「常に介護を必要とし(障がい程度区分6)意思疎通に著しい困難を有するかた」のうち、次のかたが対象となる 「四肢の全てに麻痺等があり寝たきり状態の障がい者で、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度の知的障がい者」 「知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するかた」	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を包括的に提供するサービス
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等	外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービス

〔事業量見込み〕

平成26年度の1か月分の事業量は、居宅介護(身体介護)が延2,886時間、居宅介

護(家事援助)が延2,738時間、重度訪問介護が延180時間、行動援護が延290時間、同行援護が延273時間と計画します。なお、重度障がい者等包括支援は計画数値を見込まず、提供方法としては分割に提供され、上記事業量に含まれると見込みます。



市内の事業所数は、平成23年10月現在、居宅介護・重度訪問介護が23か所、行動援護が3か所、同行援護が12か所ありますが、平成26年度時点では居宅介護・重度訪問介護が26か所、行動援護が3か所、同行援護が15か所と見込みます。

〔提供体制の確保策〕

訪問系介護給付は、在宅生活を送るためには必要なサービスです。障がい者手帳の取得、入院・入所施設からの地域生活への移行が進めば利用の伸びが想定されます。

介護保険事業者の参入や、女性のヘルパーだけでなく男性ヘルパーも含めたヘルパー人員の増加及び質の確保を促進していきます。

(2) 移動支援事業(地)

〔サービス内容〕

移動支援事業は、「訪問系介護給付サービスでの居宅介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。一部の利用については、訪問系介護給付サービスの「同行援護」へと変わりました。

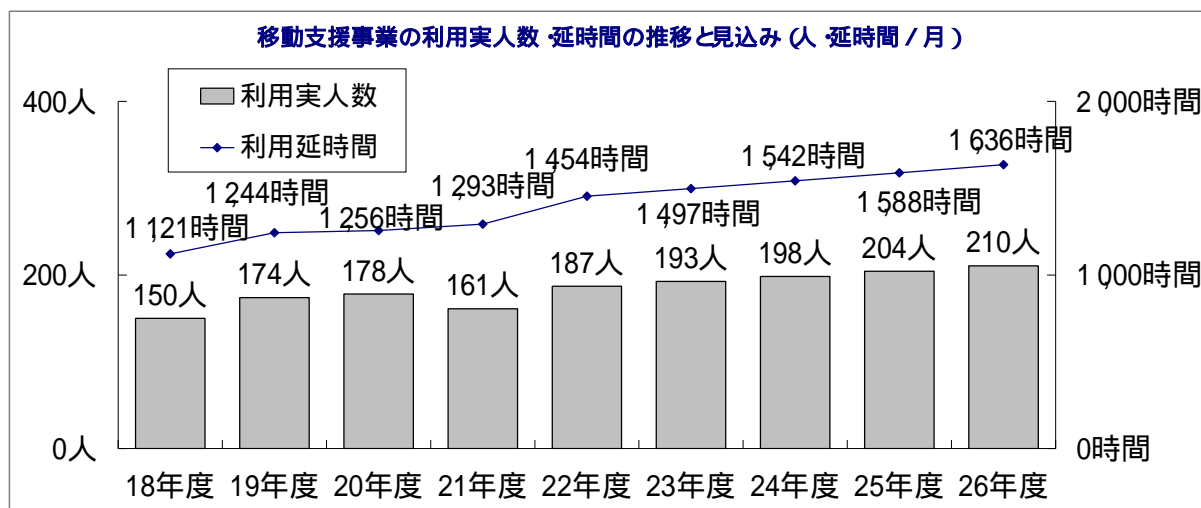
移動支援事業の3つのタイプ

タイプ	内容
個別支援型	・ 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
グループ支援型	・ 複数の障がい者への同時支援 ・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
車両移送型	・ 福祉バス等車両の巡回による送迎 ・ 公共施設、駅、福祉センター等障がい者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行

〔事業量見込み〕

平成22年3月の1か月分事業量実績は、161人、延1,293時間です。今後の利用増加を見込んで、平成26年度の1か月分の事業量は、210人、延1,636時間と計画します。

事業所数は、平成23年10月現在、32か所(うち市内20か所)ですが、現行程度で見込みます。



〔提供体制の確保策〕

現行の「個別支援型」実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、「グループ支援型」や「車両移送型」も含めた移動支援事業の参入を促進していきます。

また、特例利用など制度の柔軟な運営に努めていきます。

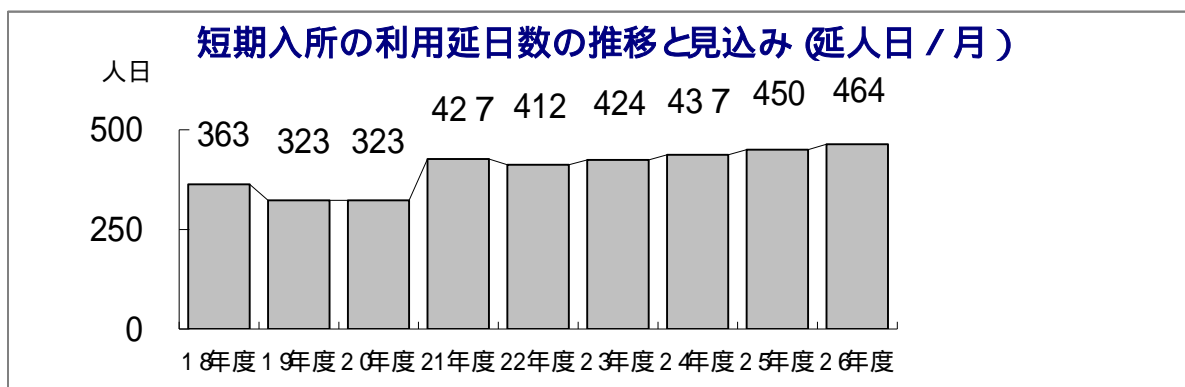
(3) 短期入所(介)

〔サービス内容〕

短期入所(ショートステイ)は、「介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障がい者支援施設などで障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービス」です。

〔事業量見込み〕

平成26年度の1か月分の事業量は、464人日と計画します。市内の事業所数は平成23年10月現在、8か所ですが、新規や介護保険事業者の参入も考えられるため、10か所と見込みます。



〔提供体制の確保策〕

現行8か所の事業所の提供体制の確保に加え、新規や介護保険事業者の参入を促進します。特に市内における重度身体障がい児・者の短期入所受入れ先の不足を解消するため、「短期入所重度身体障がい児・者加算給付事業」を引き続き実施し、支援を行います。

(4) 相談支援(自・地)

〔サービス内容〕

相談支援の充実として、平成24年4月から「相談支援体制の強化」、「支給決定プロセスの見直し」がなされます。体系については以下のとおりです。

相談支援体系

名称	事業者及び対象者	内容
計画相談支援	指定特定相談支援事業者（事業者指定：市） ・障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者 ・障がい福祉サービスを利用する全ての障がい児	サービス利用支援： 支給決定前にサービス等利用計画案作成。支給決定後にサービス事業者等との連絡調整・計画の作成。 継続サービス利用支援： サービス等の利用状況の検証、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整、支給決定に係る申請の推奨
地域相談支援 （地域移行支援）	指定一般相談支援事業者（事業者指定：市） ・障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ・精神科病院に入院している精神障がい者	地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等
地域相談支援 （地域定着支援）	指定一般相談支援事業者（事業者指定：市） 居宅において単身等において生活する障がい者	常時の連絡体制（24時間の相談支援体制等）を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援

〔事業量見込み〕

障がい福祉サービスの受給者証交付実人数は平成23年4月現在1,697人。市内の事業所数は平成23年10月現在、7か所。原則として3年間で計画的に全ての障がい福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）の利用者を計画相談支援の対象とすることから、計画相談支援について、平成26年度の1か月分の事業量は、518人と計画します。

地域相談支援としての、地域移行支援及び地域定着支援については、旧居住サポート事業の実績をもとに、平成26年度の1か月分の事業量は、地域移行支援5人、地域定着支援7人と計画します。

〔提供体制の確保策〕

制度周知による相談支援事業者の参入、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置も含め、充実した相談支援を提供できるよう、岡崎市障がい者自立支援協議会個別支援専門部会を中心に協議し、体制作りを促進します。

(5) 補装具費の支給（自）

〔サービス内容〕

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、盲人安全つえや補聴器、義肢、車いす等があります。「補装具費の支給」では、補装具を必要とする身体障がい者に購入費や修理費の支給を行っています。

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人一人の状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

(6) 日常生活用具給付費支給事業(地)

〔サービス内容〕

重度の身体・知的・精神障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具給付費を支給しています。

日常生活用具給付費支給事業の内容

種目	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台や移動用リフトなどの、身体介護を支援する用具や、訓練いす、訓練用ベッドなど訓練を支援する用具
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

〔事業量見込み〕

平成26年度の年間の事業量は、延5,895件と計画します。

日常生活用具給付費支給延件数の推移と見込み(件/年)

種目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護・訓練支援用具	19	25	26	27	27	28
自立生活支援用具	69	66	68	70	72	74
在宅療養等支援用具	90	109	112	116	119	123
情報・意思疎通支援用具	108	159	164	169	174	179
排泄管理支援用具	4,756	4,860	5,006	5,156	5,311	5,470
住宅改修費	16	19	20	20	21	21
合計	5,058	5,238	5,396	5,558	5,724	5,895

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人一人の状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。また、本市独自メニューの開発に努めます。

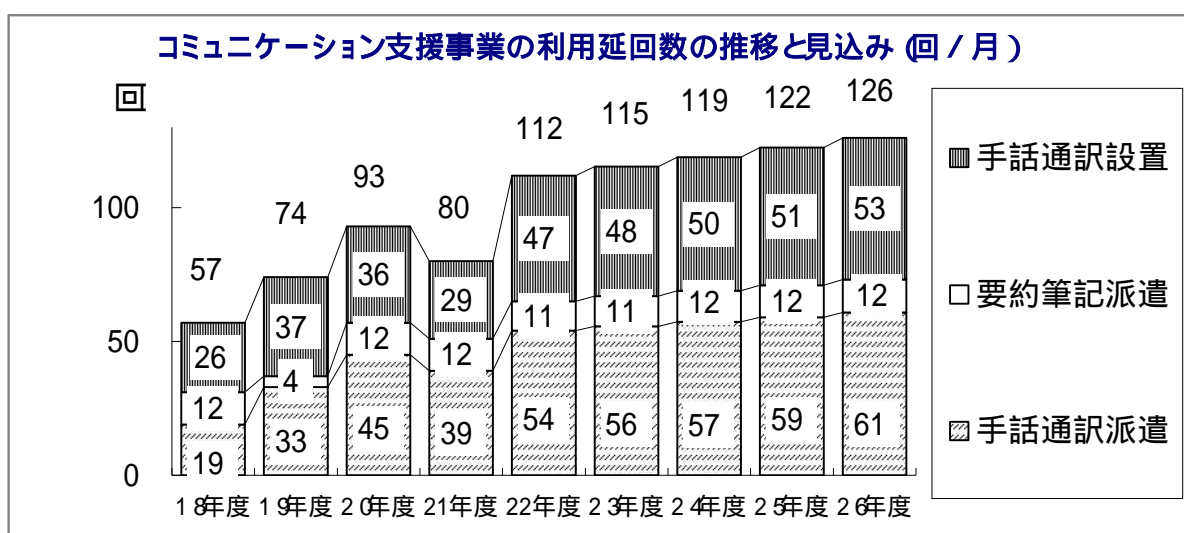
(7) コミュニケーション支援事業(地)

〔サービス内容〕

コミュニケーション支援事業は、「聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障があるかた」に、「手話通訳者等や、要約筆記奉仕員を派遣するサービス」です。手話通訳を市に設置する事業も当該事業に含まれます。手話については、国家資格として「手話通訳士」が県の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされています。「要約筆記奉仕員」については、「要約筆記者」と資格が変わっていくことになっています。

〔事業量見込み〕

平成26年度の1か月分の事業量は、利用者数123人（内訳は手話通訳派遣65人、要約筆記派遣15人、手話通訳設置43人）利用延回数126回（内訳は手話通訳派遣61回、要約筆記派遣12回、手話通訳設置53回）と計画します。手話通訳設置事業の設置人数は、計画期間を通じて、現行の1人と計画します。



〔提供体制の確保策〕

委託先である社会福祉協議会等と連携し、コミュニケーション支援事業の需要動向をみながら、財源確保を図ります。さらなる事業の充実のため、地域での手話通訳者等、要約筆記奉仕員の育成・確保に努めます。本市が地域生活支援事業として実施している「岡崎市手話（初級講座＝入門課程・中級講座＝基礎課程）・要約筆記奉仕員養成研修事業」（各講座定員30名）の活用を促進します。要約筆記奉仕員の養成については、要約筆記者の養成へと変わっていきませんが、国・県の動向に注意を払いながら、市の事業としてのあり方を検討していきます。

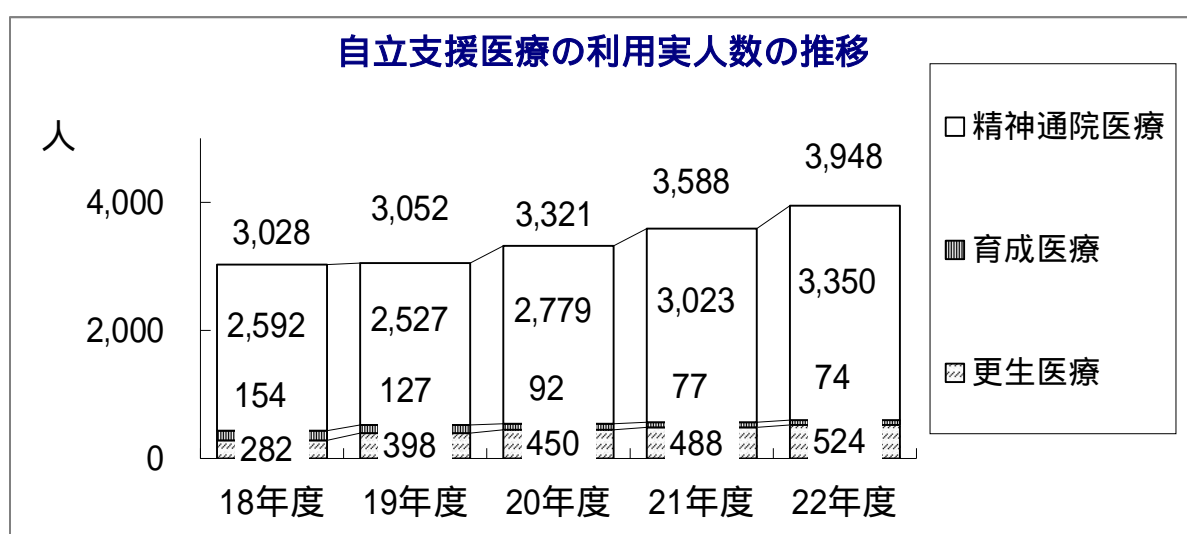
また、研修事業を実施するための講師の確保も検討していきます。

(8) 自立支援医療(自)

〔サービス内容〕

自立支援医療は、障がい者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があり、他の自立支援給付と同様に、いずれも医療費の1割が自己負担です（低所得者の軽減措置あり）。

「更生医療」は、「18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善（人工透析、人工股関節手術、心臓手術など）のための医療費支給」、「育成医療」は、「18歳未満の手術などの医療（口唇口蓋裂、心臓疾患、人工透析など）のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障がいなど心の病気による通院医療費の支給」です。



〔事業量見込み〕〔提供体制の確保策〕

障がい者等一人一人の状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

(9) 訪問入浴(地)

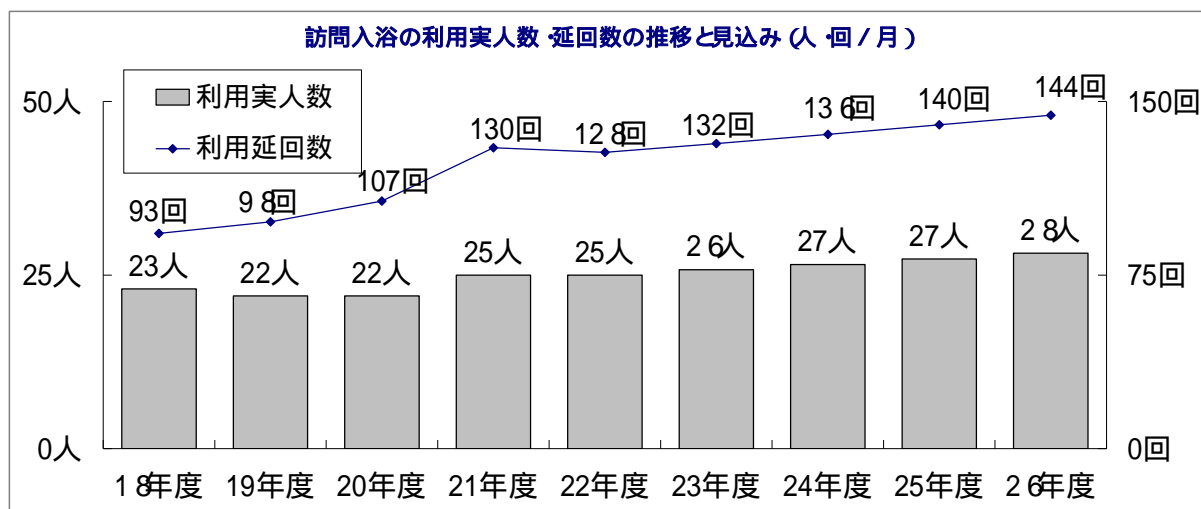
〔サービス内容〕

訪問入浴は、入浴設備を備えた専用車が自宅を訪問して入浴介護を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

平成26年度の1か月分の事業量は、28人、延144回と計画します。

事業所数は、平成23年10月現在、4か所（うち市内3か所）ですが、6か所で見込みます。



〔提供体制の確保策〕

既存の実施事業所によるサービスの提供を図るとともに、需要動向をみながら、新規参入を促進していきます。

(10) その他の在宅生活支援(地)

地域生活支援事業によるその他の在宅生活支援として、必須事業化された「成年後見制度利用支援事業」、コミュニケーション支援事業のさらなる充実のための「手話・要約奉仕員養成研修事業」、その他地域における障がい福祉サービスの提供状況や障がい者等のニーズに基づき必要と判断した事業として「生活サポート事業」、「福祉機器リサイクル事業」、「住宅改修費助成事業」、「点字・声の広報等発行事業」を推進します。〔事業量見込み〕・〔提供体制の確保策〕については、需要動向をみながら現事業を実施、検討していきます。

2 日中活動への支援

日中活動を支援するため、介護・見守り的なサービスや、日常生活自立に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなど、以下のサービスを提供します。

(1) 介護・見守りサービス

生活介護・療養介護(介)

〔サービス内容〕

生活介護は、「常に介護を必要とする障がい者」に、「食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する通所サービス」です。

療養介護は、「長期入院中で常に医療と介護の両方が必要なかたへ日中活動の場を提供するサービス」です。

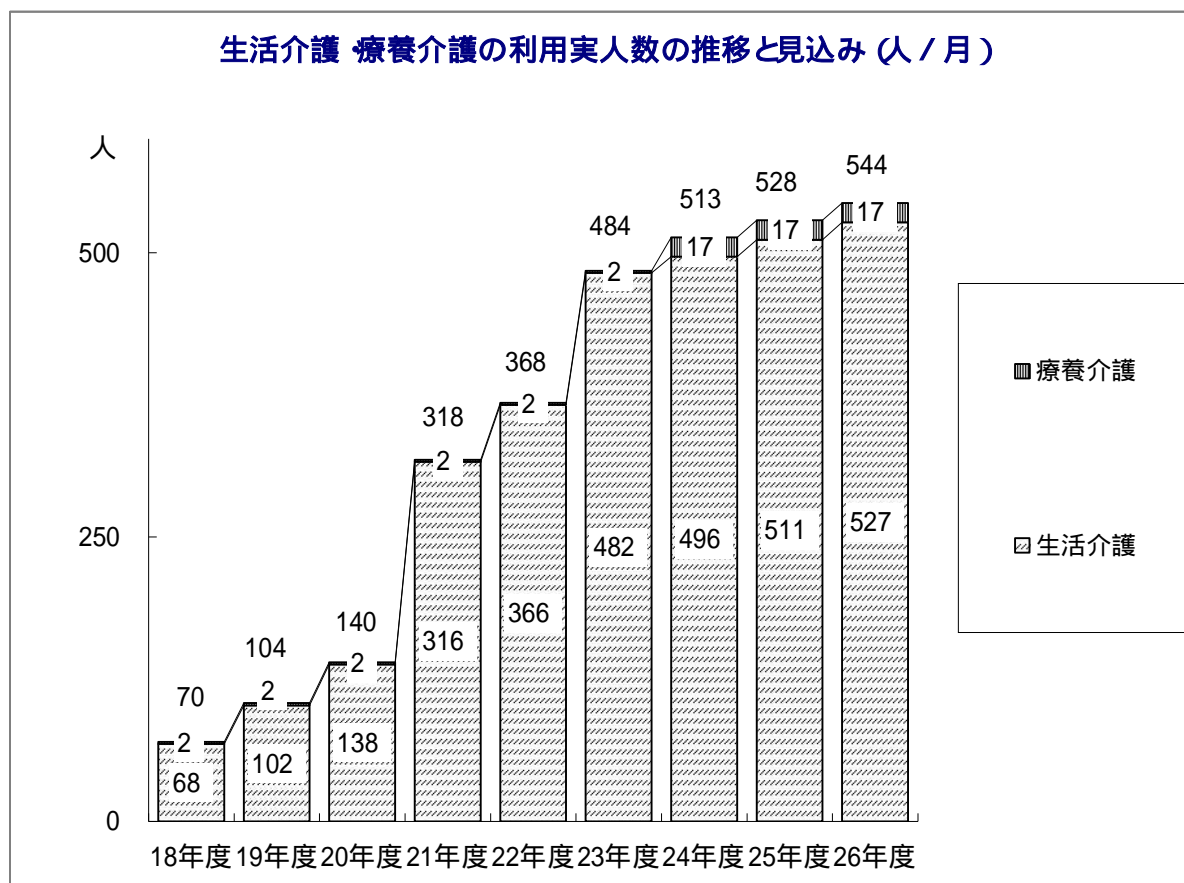
生活介護・療養介護サービスの内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち、 49歳以下の場合、障がい程度区分3以上(施設入所は区分4以上) 50歳以上の場合、障がい程度区分2以上(施設入所は区分3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動等の機会を提供する
療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とするかたで、 ALS患者など、呼吸管理を行っており、障がい程度区分6のかた 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障がい程度区分5以上のかた	病院等への長期入院による医学的管理のもとに、機能訓練や食事や入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援等を行う。医療に係るものは療養介護医療として提供される。

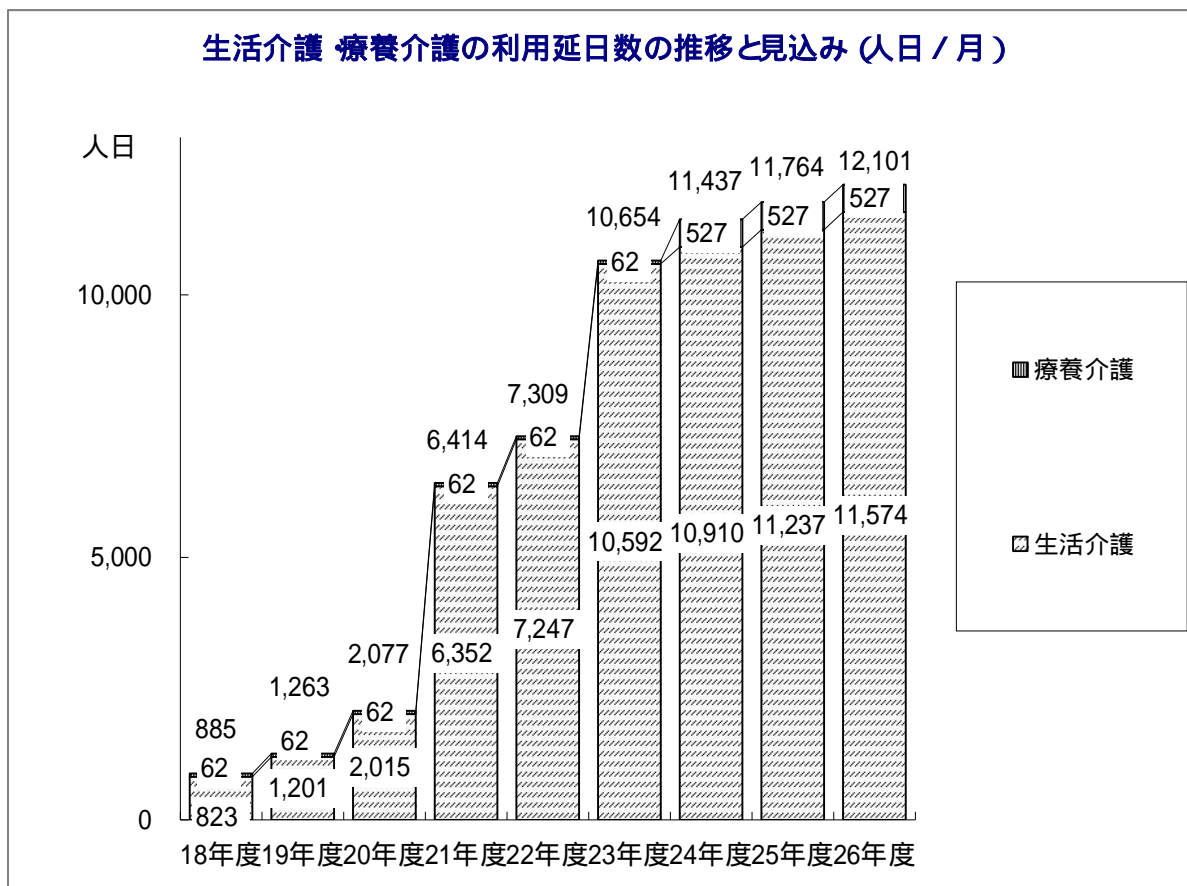
〔事業量見込み〕

平成26年度の1か月分の事業量は、生活介護が527人、11,574人日分、療養介護は重症心身障がい児施設の移行も含めて、17人、527人日分と計画します。

市内の生活介護事業所は、平成23年10月現在、12か所ですが、平成24年度は17か所、平成25年度は18か所、平成26年度は19か所と見込みます。療養介護事業所は、現在市内にはなく、障がい児施設の移行も考慮に入れ、主に市外・県外を利用します。



生活介護・療養介護の利用延日数の推移と見込み(人日/月)



〔提供体制の確保策〕

特別支援学校卒業生の受入れや、在宅障がい者のニーズを把握し、当該サービスの実施を促進していきます。

日中一時支援事業(地)

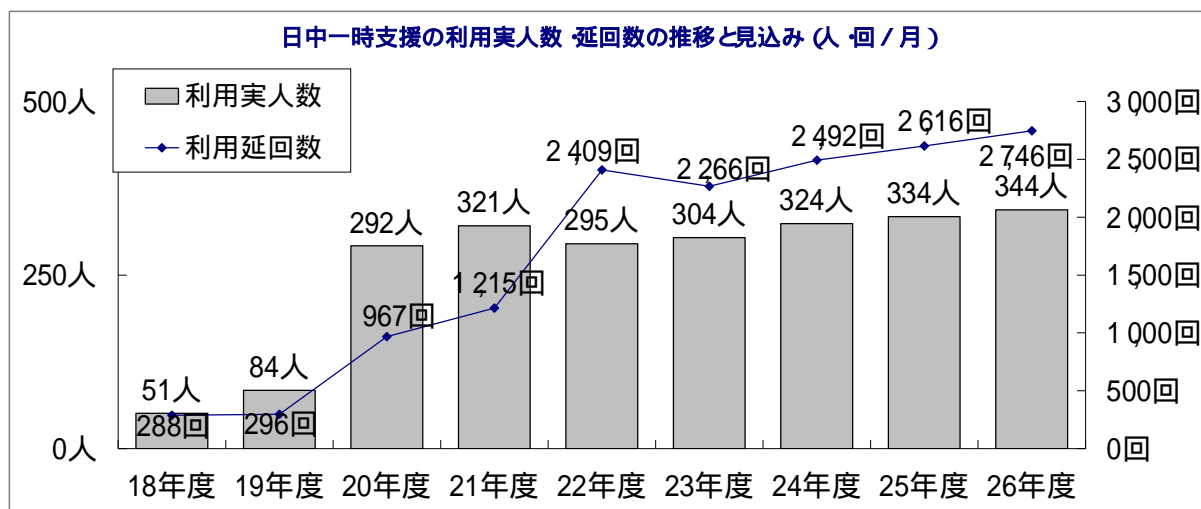
〔サービス内容〕

日中一時支援事業は、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息を提供するサービスです。

〔事業量見込み〕

平成26年度の1か月分の事業量は、344人、2,746回と計画します。

市外も含めた本市の指定日中一時支援事業所は、平成23年10月現在、27か所(うち市内16か所)ありますが、平成26年度に32か所に拡大するものと見込みます。



〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保、法定サービスへの移行を促進するとともに、需要の伸びに応じて、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

(2) 生活自立(自立訓練)に向けたリハビリテーションサービス(訓)

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、「入所施設や病院の退所・退院者や特別支援学校卒業生」などを対象に、「地域生活への移行を図る上で必要な、身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービス」です。

自立訓練サービスの内容

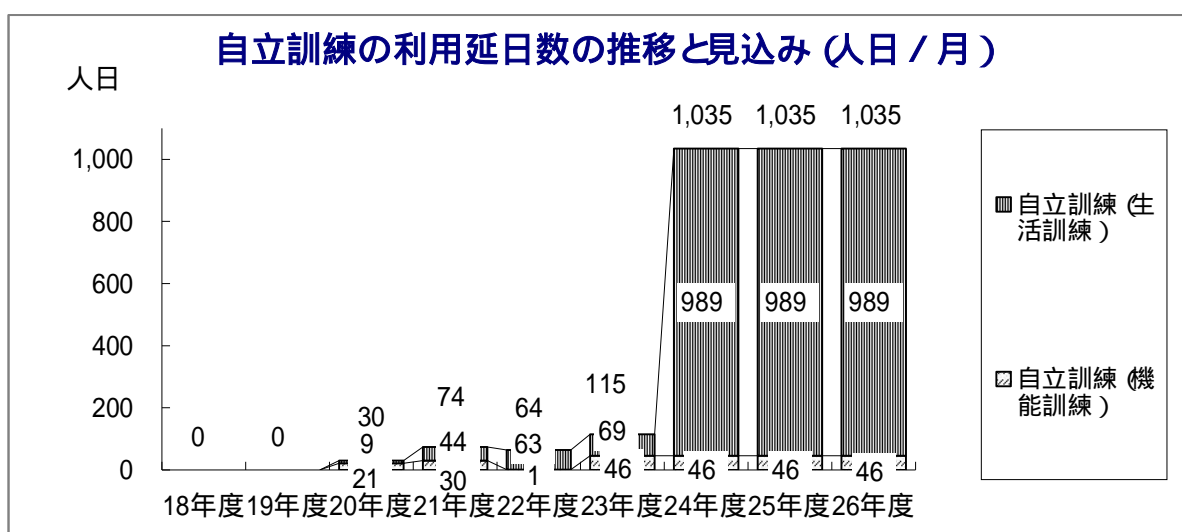
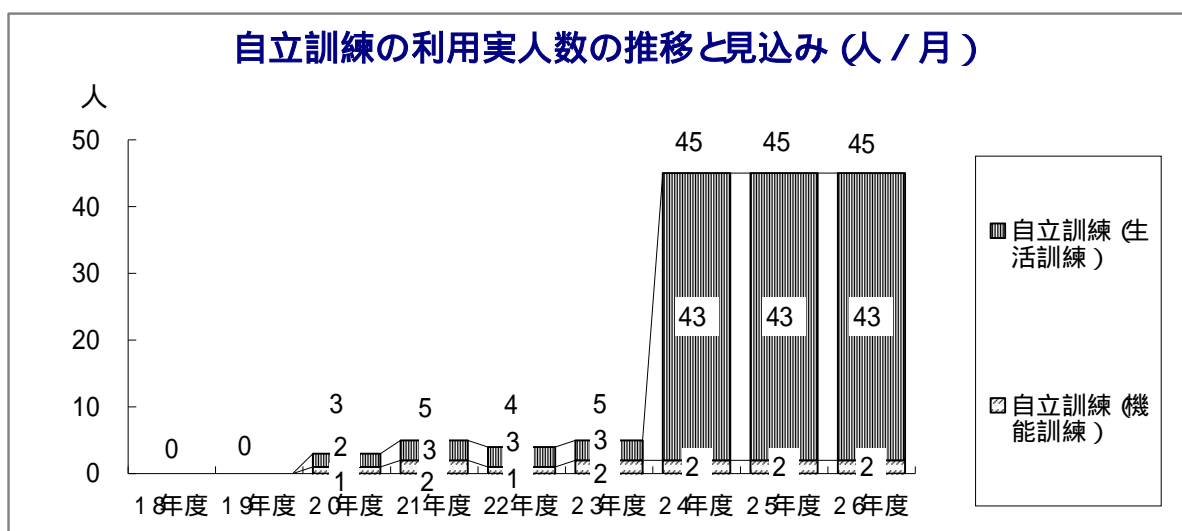
名称	対象者	内容	利用期間
機能訓練	<p>入所施設や病院を退所・退院したかたで、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの訓練が必要なかた</p> <p>特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要なかたなど</p>	<p>地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う</p>	<p>18か月以内(頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、36か月以内)</p>
生活訓練	<p>入所施設や病院を退所・退院したかたで、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの訓練が必要なかた</p> <p>特別支援学校卒業生や継続した通院により症状が安定しているかたなどで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの訓練が必要なかたなど</p>	<p>地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う</p>	<p>24か月以内(長期入所者の場合は36か月以内)</p>
宿泊型自立訓練	<p>上記生活訓練対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービス等利用</p>		

名称	対象者	内容	利用期間
	者で、地域移行にふけて一定期間居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上などの訓練が必要な知的・精神障がい者		

〔事業量見込み〕

平成26年度の1か月分の事業量は、機能訓練が2人、46人日分、生活訓練が43人、989人日分と計画します。

市内の指定事業所は、平成26年度に「自立訓練（生活訓練：宿泊型自立訓練）」は1か所と見込みます。自立訓練（機能訓練）実施事業所は市外を想定します。



〔提供体制の確保策〕

市内1か所の事業所と市外の事業所を利用し、需要に応じたサービスの利用を促進していきます。

(3) 就労訓練・福祉的就労サービス

就労移行支援・就労継続支援（訓）

〔サービス内容〕

身体的または社会的なりハビリテーションや就労につながる支援である「訓練等給付」として、「就労移行支援」、「就労継続支援 A 型」、「就労継続支援 B 型」があります。

「就労継続支援 A 型」は、雇用契約に基づくサービスで、「就労移行支援」、「就労継続支援 B 型」は雇用契約に基づかないサービスです。

また、「就労移行支援」は終期を24か月以内と設定し、終了後の一般就労に向けた支援をより強化したサービスです。

就労移行支援・就労継続支援サービスの内容

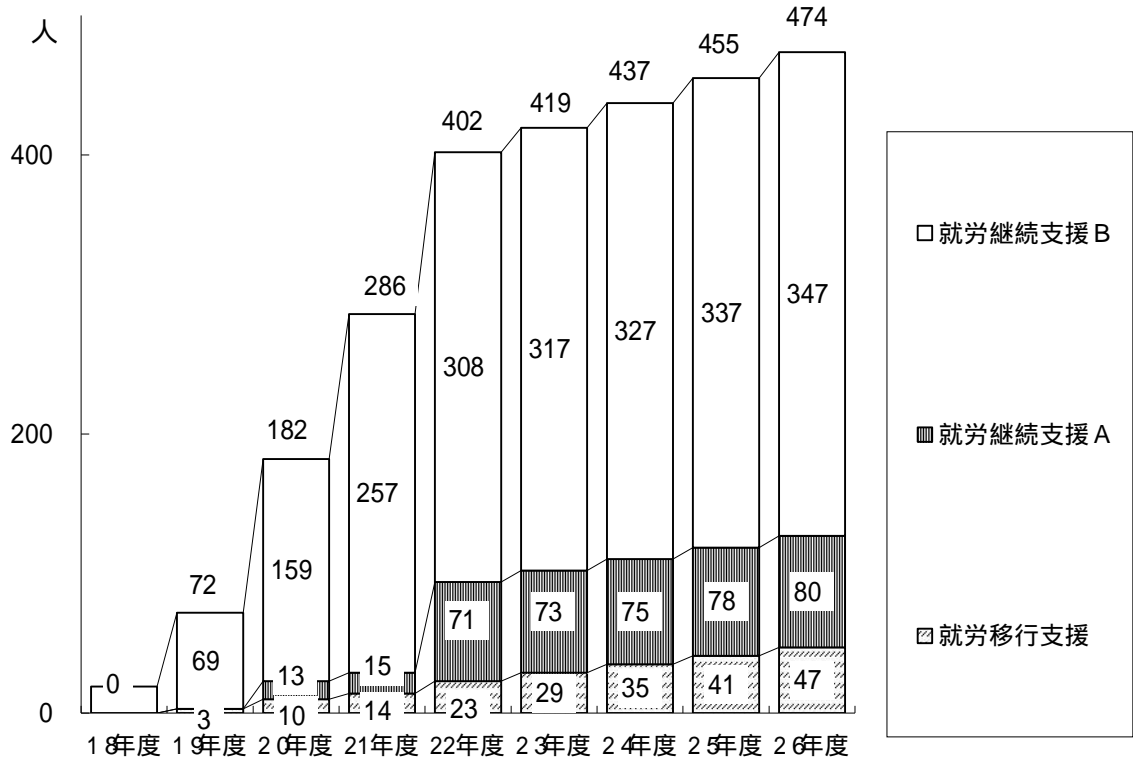
名称	主な対象者	内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満のかた	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う（利用期間24か月以内）
就労継続支援（A型＝雇用型）	就労移行支援を利用したものの企業等の雇用には結びつかなかったかた 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかったかた 就労経験のあるかたで、現在雇用関係がないかた	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援（B型＝非雇用型）	企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となったかた 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用には結びつかなかったかた 、に該当せず、50歳に達しているかた 又は障がい基礎年金1級受給者	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない） 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う

〔事業量見込み〕

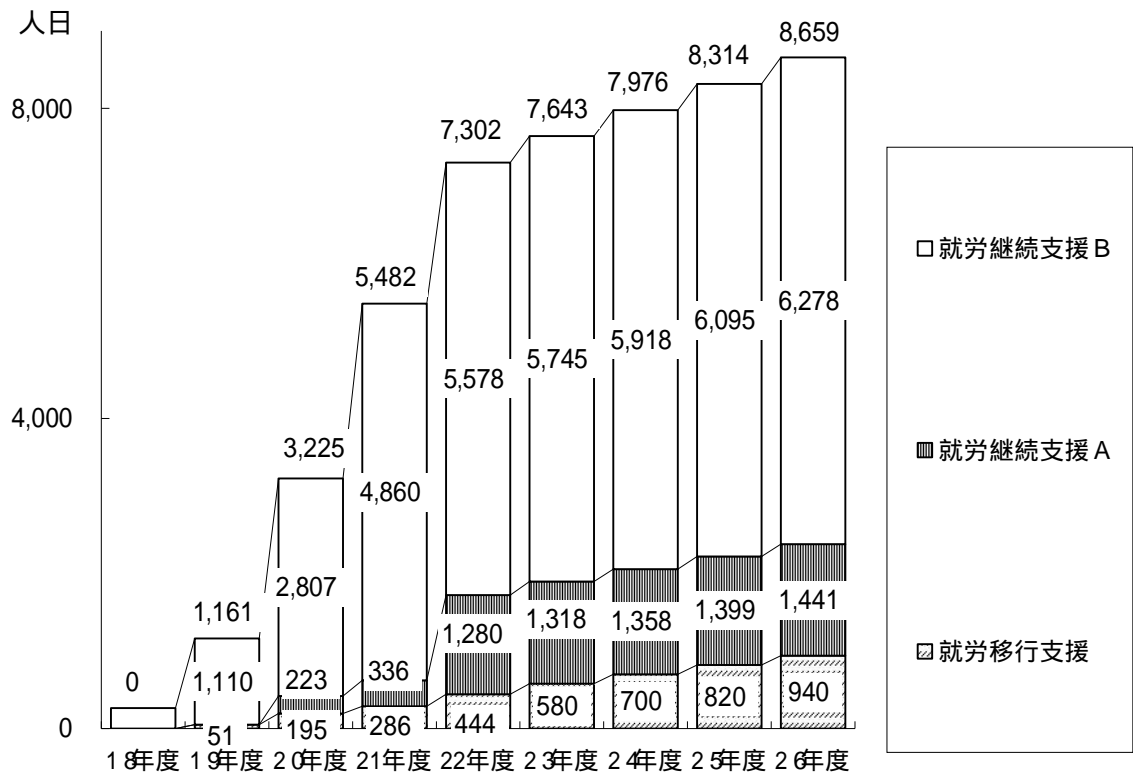
平成26年度の1か月分の事業量は、「就労移行支援」が47人、940人日、「就労継続支援 A 型」が80人、1,441人日、「就労継続支援 B 型」が347人、6,278人日と計画します。

市内の指定事業所は、平成23年10月現在、「就労移行支援」が3か所、「就労継続支援 A 型」が4か所、「就労継続支援 B 型」が17か所ですが、平成26年度には、「就労移行支援」は4か所、「就労継続支援 A 型」が4か所、「就労継続支援 B 型」は22か所と見込みます。

就労移行支援 就労継続支援の利用実人数の推移と見込み (人 / 月)



就労移行支援 就労継続支援の利用延日数の推移と見込み (人日 / 月)



〔提供体制の確保策〕

特別支援学校卒業生の受入れや、事業所・ハローワークなどと連携しながら、当該サービスの実施を促進していきます。

地域活動支援センター事業（地）

〔サービス内容〕

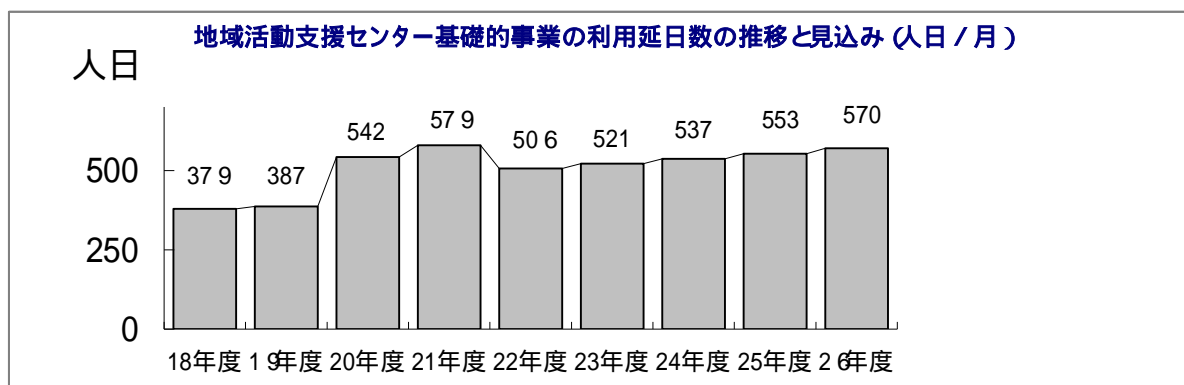
地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障がい者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。本市においては、基礎的事業を行う岡崎市福祉の村の「友愛の家」、社会福祉法人愛恵協会が運営する 型の「生活支援センター山中」がサービスを提供しています。

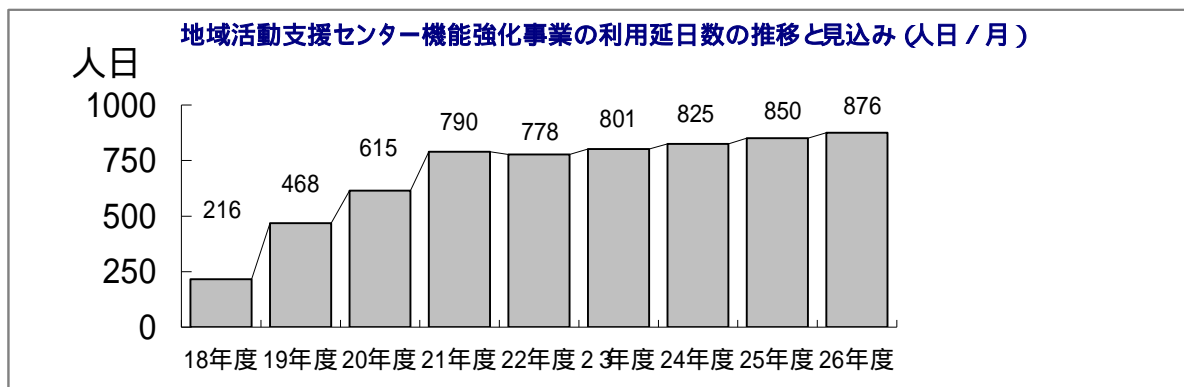
地域活動支援センター事業の区分

区分	事業内容等	職員配置	利用定員
基礎的な事業	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進（例：講座の開催）	2名以上（うち1名は専従）	特になし
機能強化事業	型 専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを行う	基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち2名以上が常勤。	1日あたりの実利用人数がおおむね20名以上
	型 在宅の障がいのある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受ける	基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち1名以上が常勤。	1日あたりの実利用人数がおおむね15名以上
	型 これまでの小規模作業所を想定した上乘せの機能強化。小規模作業所としての運営実績が5年以上であることが要件	基礎的な事業の職員のうち1名以上が常勤。	1日あたりの実利用人数がおおむね10名以上

〔事業量見込み〕

平成26年度の1か月分の事業量は、「基礎的な事業」が570人日、「機能強化事業」が876人日と計画します。事業所は、平成23年10月現在、2か所ありますが、現行程度で見込み、基礎的な事業だけでなく、機能強化事業のさらなる質の向上を目指します。





〔提供体制の確保策〕

岡崎市福祉の村の再整備も視野に入れ、基礎的事業での創作的活動の見直しも考慮に入れた適切な事業運営、基礎的事業に加え専門職員を活用した質の高いサービスの提供を促進していきます。

(4) その他の日中活動支援(地)

地域生活支援事業によるその他の日中活動支援として、「スポーツ・レクリエーション事業」、「芸術・文化講座開催等事業」、「全国ろうあ者体育大会補助事業」、「自動車改造助成事業」、「自動車運転免許取得費助成事業」を推進します。

〔事業量見込み〕・〔提供体制の確保策〕については、需要動向をみながら現事業を実施、検討していきます。

3 居住の場への支援

(1) 施設入所支援(介)

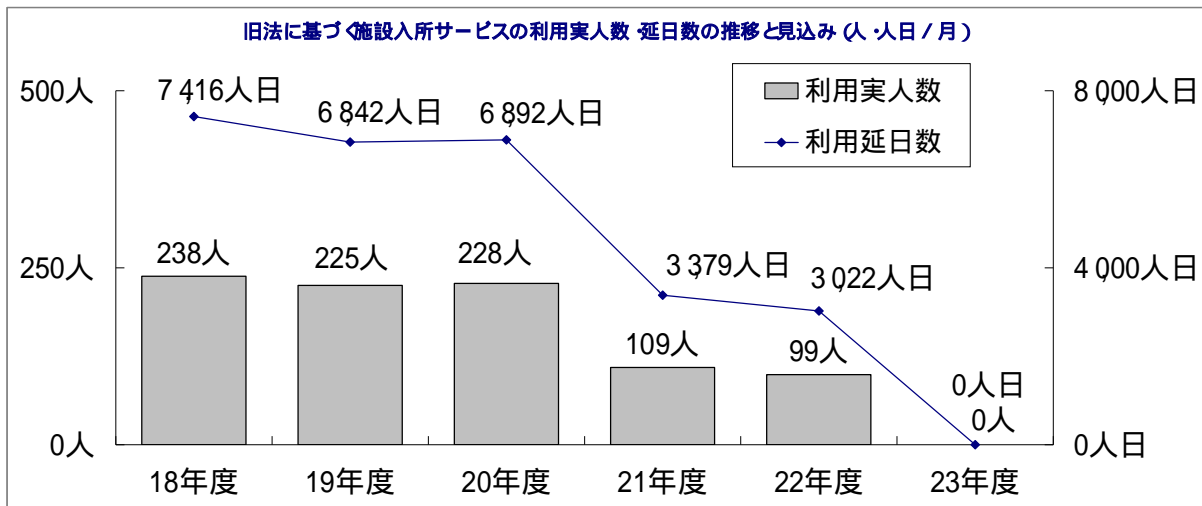
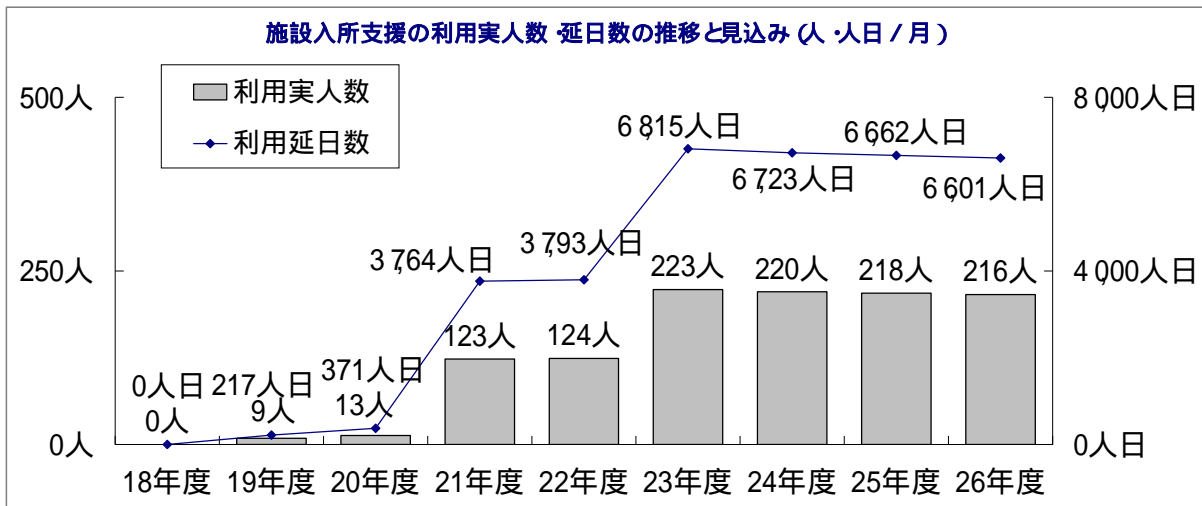
〔サービス内容〕

「施設入所支援」の対象者は、「生活介護利用者のうち、障がい程度区分4以上のかた(50歳以上の場合は区分3以上) 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難なかた」です。23年度までは旧法に基づく経過措置の利用がありましたが、24年度からは施設入所支援利用へと移行しています。

〔事業量見込み〕

平成26年度の1か月分の事業量は、216人、6,601人日と計画します。国は、「平成26年度末の施設入所者数を計画当初入所者数から10%以上削減」を目標に掲げていますが、施設入所支援も必要との実情を踏まえて、平成23年4月時点での227人の入

所者を、平成17年度10月時点の216人までの削減とし設定します。



〔提供体制の確保策〕

条件が整い地域移行が可能な利用者に対しては、入所施設から地域へと地域移行を促進していきます。

(2) 共同生活援助(訓)・共同生活介護(介)

〔サービス内容〕

就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場として、訓練等給付の「共同生活援助(グループホーム)」と、介護給付の「共同生活介護(ケアホーム)」があります。「共同生活介護(ケアホーム)」は障がい程度区分2以上の介護が必要な方が利用します。

入居者への支援策として、居住に要する費用(家賃)の助成も行います。

共同生活援助・共同生活介護の内容

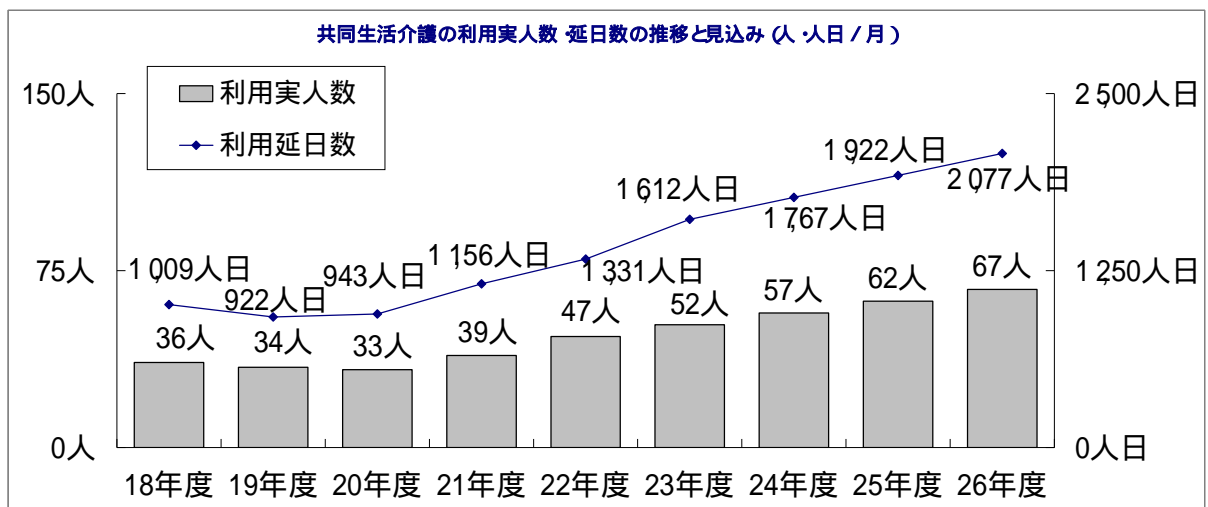
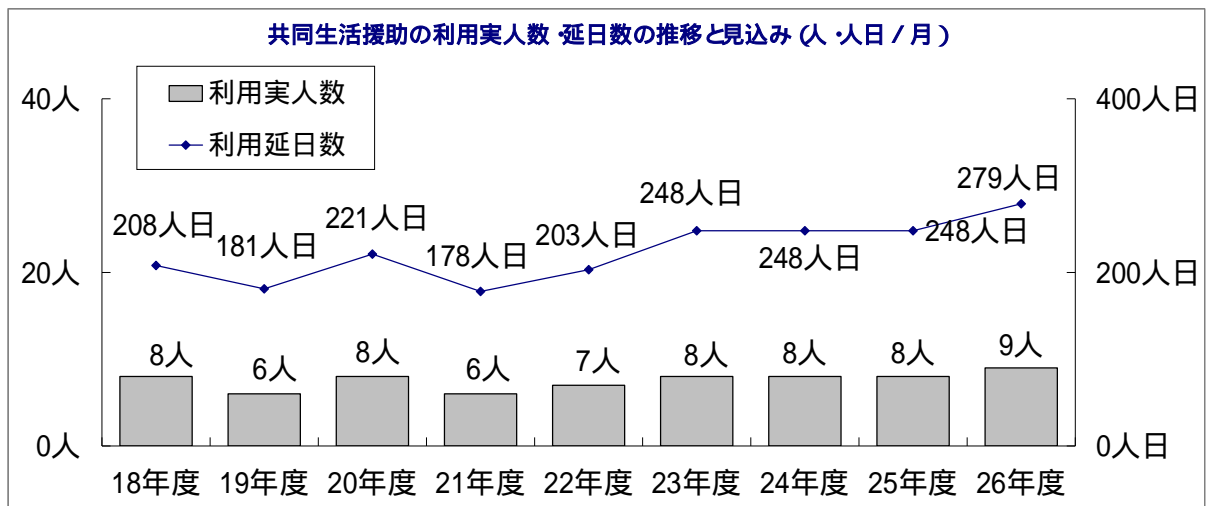
名称	主な対象者	内容
共同生活援助(グループホーム)	「就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している障がい者」で、「地域で自立し	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支

名称	主な対象者	内容
(訓)	た日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要なかた	援。主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる。
共同生活介護 (ケアホーム) (介)	「生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者」で、「地域で自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする」「障がい程度区分2以上」のかた	共同生活援助のサービスに加え、入浴・排せつ・食事等の介護を行う

〔事業量見込み〕

平成26年度の1か月分の事業量は、「共同生活援助」が9人、279人日、「共同生活介護」が67人、2,077人日と計画します。

市内の指定事業者は、平成23年10月現在、6事業者13棟ありますが、平成26年度には7事業者16棟と見込みます。



〔提供体制の確保策〕

自立して暮らすための利用や、地域移行が進めば施設入所者や長期入院者の在宅移行などによる利用の伸びが想定されるため、既存のホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。

(3) その他の居住の場への支援(地)

地域生活支援事業によるその他の居住の場への支援として、岡崎市福祉の村みのりの家における「障がい者自立生活訓練事業」は岡崎市福祉の村の再整備の時期に見直します。

〔事業量見込み〕・〔提供体制の確保策〕については、宿泊体験利用は要望も多く、現段階では現事業を継続していきます。

4 障がい児支援のための計画的な基盤整備

障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきました。そして改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化されました。平成24年4月から、実施主体が市町村となる「障がい児通所支援」の利用量については、利用実績がなく、目標数値は見込まず、提供体制の確保策を記述し、新しい障がい児支援制度の円滑な施行に向けて基盤整備を行っていきます。

(1) 障がい児通所支援

障がい児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。内容等については、以下のとおりです。

児童発達支援(児童発達支援事業)

〔サービス内容〕

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など、障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場を提供します。障害者自立支援法に基づく児童デイサービス(型)はこの事業へ移行していくことになっています。

〔事業量見込み〕〔提供体制の確保策〕

障がい児が利用に困らないよう、経過措置期間後も円滑に事業が展開されるよう支援を行っていきます。

児童発達支援（福祉型・医療型児童発達支援センター）

〔サービス内容〕

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行い、地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援・医療型児童発達支援を提供します。児童福祉法に基づく知的障がい児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設は児童発達支援センターとして移行していくことになっています。

〔事業量見込み〕〔提供体制の確保策〕

岡崎市福祉の村若葉学園や、愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園など、現にある施設が円滑に移行し、通所利用する障がい児が困らないよう支援を行っていきます。

放課後等デイサービス

〔サービス内容〕

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを提供し、放課後等の居場所づくりや自立を促進します。障害者自立支援法に基づく児童デイサービス（型）はこの事業へ移行していくことになっています。

〔事業量見込み〕〔提供体制の確保策〕

事業所と学校との連携により、障がい児が混乱しないようサービスの一貫性を持ち、経過措置期間後も円滑に事業が展開されるよう支援を行っていきます。

保育所等訪問支援

〔サービス内容〕

保育所等を利用中の障がい児・利用予定のある障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員が施設を訪問し支援を行います。障がい児の保育所等の安定した利用を促進します。

〔事業量見込み〕〔提供体制の確保策〕

平成24年から新規でスタートする事業であり、事業者の参入を促進します。保育所等を利用する障がい児が困らないよう集団生活適応訓練を提供するとともに、保育所等のスタッフに対し支援方法等の指導を行い、事業が展開されるよう支援を行っていきます。

(2) 障がい児入所支援

〔サービス内容〕

障がい児入所支援とは、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設において、自立のための支援の提供や、重度・重複障がいや被虐待児への対応を図る支援です。

〔事業量見込み〕〔提供体制の確保策〕

実施主体は都道府県です。連携をとり障がい児を支援していきます。

(3) 障がい児相談支援

〔サービス内容〕

相談支援の充実として、平成24年4月から「相談支援体制の強化」、「支給決定プロセスの見直し」がなされます。障がい児の体系については以下のとおりです。計画相談支援は自立支援法に基づく障がい者と同じ体系、障がい児相談支援は児童福祉法に基づく支援体系になっています。

相談支援体系

名称	事業者及び対象者	内容
計画相談支援	指定特定相談支援事業者（事業者指定：市） ・障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者 ・障がい福祉サービスを利用する全ての障がい児	サービス利用支援： 支給決定前にサービス等利用計画案作成。支給決定後にサービス事業者等との連絡調整・計画の作成。 継続サービス利用支援： サービス等の利用状況の検証、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整、支給決定に係る申請の推奨
障がい児相談支援	障がい児相談支援事業者（事業者指定：市） ・障がい児通所支援を利用する全ての障がい児	障がい児支援利用援助： 支給決定前に障がい児支援利用計画案作成。支給決定後にサービス事業者等との連絡調整・計画の作成。 継続障がい児支援利用援助： サービス等の利用状況の検証、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整、支給決定に係る申請の推奨

〔事業量見込み〕〔提供体制の確保策〕

特定相談支援事業者（障がい児の居宅サービス）及び障がい児相談支援事業者（障がい児の通所サービス）の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成し、サービス利用が円滑に行われるよう支援を行います。

第6章 円滑な推進に向けた方策

第1節 自立支援協議会の円滑な運営

障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援事業などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。

そのためには、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関の職員、障がい者や関係団体の代表者、学識経験者、行政機関職員等で構成される自立支援協議会が、今後も支援ネットワークを継続して構築していくことが重要です。自立支援協議会については、国より以下の役割の強化が示されています。

サービス等利用計画の質の向上を図る役割

地域移行のネットワークや資源開発の役割

地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの役割

役割を果たしていくためには、「岡崎市障がい者自立支援協議会」をさらに活性化し、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制整備について協議する場として機能するよう運営していきます。

基幹相談支援センター機能も含めた相談支援体制の整備、障害者虐待防止法の施行も踏まえた虐待防止を含む権利擁護体制の整備、就労支援、発達支援などの様々な課題を抱えています。これらの課題を、協議会の下部組織である部会で当事者からの意見も聞きながら整理し、問題提起、対策案を練り、全体会である協議会で案を協議し、市へ政策提案を行っていきます。

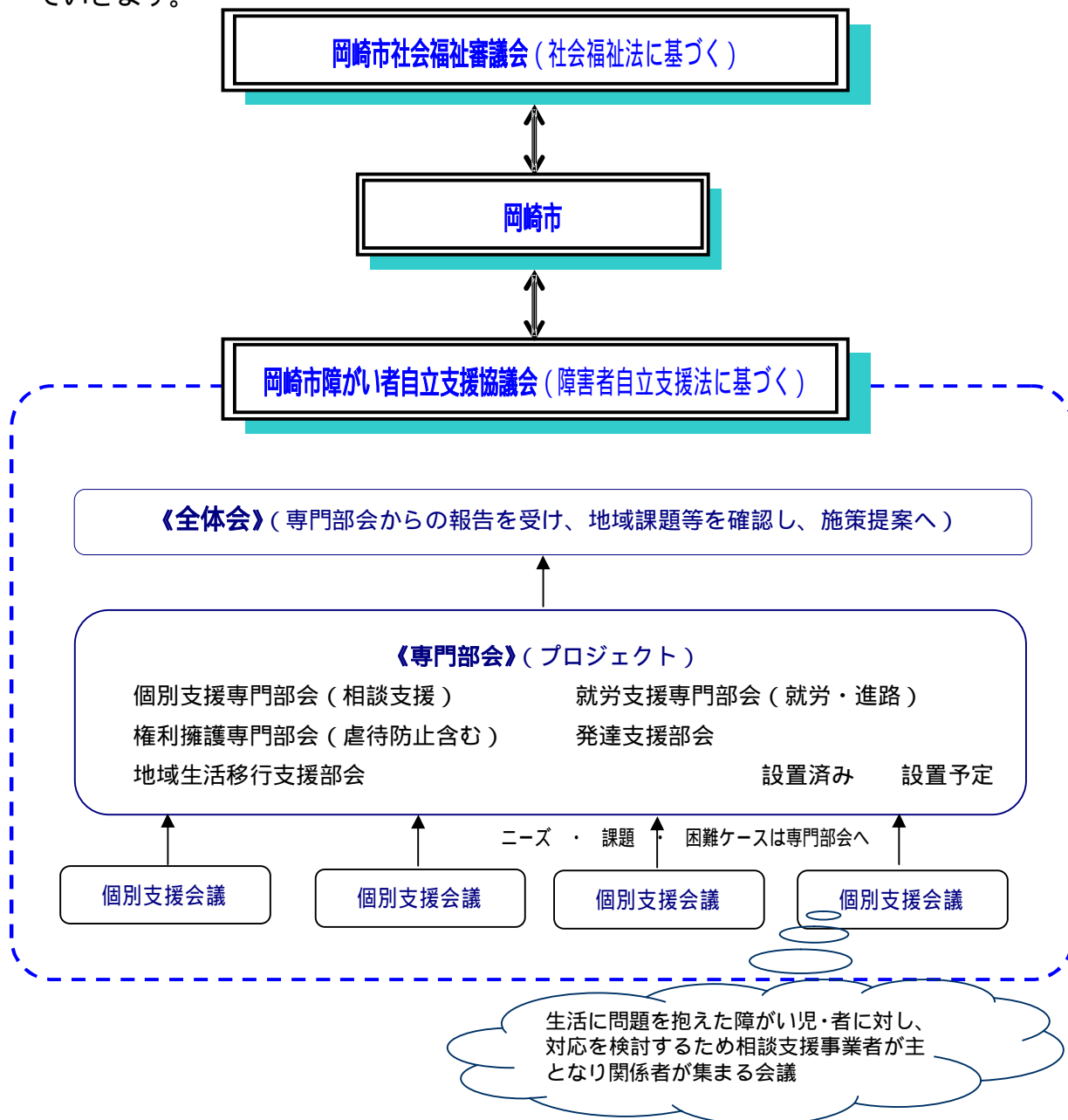
具体的には、生活に問題を抱えた障がい児・者に対し、対応を検討するため相談支援事業者が主となり関係者が集まる個別支援会議の中から、特に地域資源が足りないなどの課題を抱えた困難な事例を、個別支援専門部会で対応のあり方に関する協議に取り組み、就労支援専門部会では就労支援に係る協議に取り組み、対策案を練っていくこととなります。当事者も含めた柔軟な運営が展開できるよう検討していきます。

第2節 計画達成状況の点検・評価、進行管理体制の確立

本市には、社会福祉関連施策の諮問機関として「岡崎市社会福祉審議会」（全体会・障がい者福祉専門分科会）が、障害者自立支援法上のサービスを円滑に推進する協議機関として「岡崎市障がい者自立支援協議会」（全体会・個別支援専門部会・就労支援専門部会）が組織されています。

計画におけるこの2つの機関の役割分担は、岡崎市障がい者自立支援協議会が障がい福祉計画の作成・具体化に向けた政策提案等を担い、市は、岡崎市障がい者自立支援協議会からの提案を受け、保健福祉に関する全体的な事項と判断したものについては、岡崎市社会福祉審議会へ諮問し審議を仰いで行きます。

この2つの機関が機能することで、本計画の達成状況の点検と評価、進行管理を行っていきます。



第3節 法制度改正による対応

平成24年3月の閣議決定では、障害者自立支援法の一部改正として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）とする内容が示されました。第3期岡崎市障がい福祉計画は、法改正による影響を反映し、国・県と連携しながら、随時必要な変更等を行っていきます。

参考資料

1 西三河南部東圏域（岡崎市・幸田町）の目標値

「第3期愛知県障害福祉計画」による西三河南部東圏域の目標値は以下の通りです。

人口・人口密度（平成23年4月）

総人口	65歳以上	人口密度
410,663人	73,968人	925人/km ²

障がい者手帳保持者数と公費負担の通院者数（平成23年3月末）

区分	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	精神障がいに係る公費負担 の通院者数
(人)	12,063	2,369	2,281	3,898

自立支援給付のサービス事業量の実績と見込み

区分	サービス名	第3期計画			単位
		24年度	25年度	26年度	
在宅生活 への支援	居宅介護・重度訪問介護・行動援 護・同行援護・包括支援	6,451	6,680	6,907	延時間/月
	短期入所	467	480	494	延人日/月
	計画相談支援	87	89	91	実人/月
	地域相談支援（地域移行支援）	492	508	525	実人/月
	地域相談支援（地域定着支援）	6	6	6	
日中活動 への支援	生活介護	8	9	9	延人日/月
		11,710	12,087	12,474	
		541	561	582	実人/月
	自立訓練（機能訓練）	56	56	56	延人日/月
		3	3	3	実人/月
	自立訓練（生活訓練）	989	990	990	延人日/月
		43	44	44	実人/月
	就労移行支援	720	860	980	延人日/月
		36	43	49	実人/月
	就労継続支援（A型）（雇成型）	1,598	1,649	1,711	延人日/月
	89	93	96	実人/月	
就労継続支援（B型）（非雇成型）	6,098	6,295	6,498	延人日/月	
	338	349	360	実人/月	
療養介護	17	17	17	実人/月	
居住の場 への支援	施設入所支援	246	243	240	実人/月
	共同生活援助・共同生活介護	70	75	86	実人/月

特別支援学校高等部の状況（平成23年5月）

学年	1年生	2年生	3年生	合計
(人)	76	63	75	214

2 計画策定の経過

第3期岡崎市障がい福祉計画は、岡崎市障がい者自立支援協議会において作成しました。

日付	会議等	内容
H23.5.23	第1回岡崎市障がい者自立支援協議会	(1)平成22年度専門部会報告及び平成23年度専門部会スケジュールについて (2)「第2期岡崎市障がい福祉計画」数値報告 (3)「第3期岡崎市障がい福祉計画」策定について (4)障がい者虐待防止対策に向けた取組みについて
H23.7.25	第2回岡崎市障がい者自立支援協議会	(1)「第3期岡崎市障がい福祉計画」の骨子について (2)主なサービスの分析について <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・就労移行支援、就労継続支援 ・共同生活援助、共同生活介護
H23.10.3	第3回岡崎市障がい者自立支援協議会	(1)主なサービスの分析について <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系介護給付5サービス ・自立訓練 ・相談支援 ・児童ディサービス ・第2回会議より修正点 (2)第1章、第2章、第3章、第6章について
H23.12.5	第4回岡崎市障がい者自立支援協議会	(1)地域生活移行の数値目標について (2)障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針について (3)岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会報告
H24.2.13	第5回岡崎市障がい者自立支援協議会	(1)第3期岡崎市障がい福祉計画(案)について (2)平成24年度協議会体制について

3 岡崎市障がい者自立支援協議会委員名簿

役職	氏名	備考
会長	かが ときお 加賀 時男	岡崎市障がい者福祉団体連合会
副会長	みうら ひるゆき 三浦 博幸	社会福祉法人愛恵協会
委員	まつい やすひろ 松井 康裕	社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会
委員	すずき たかみつ 鈴木 孝光	特定非営利活動法人 岡崎自立生活センターぴあはうす
委員	くまがい まさお 熊谷 雅夫	社会福祉法人愛知県厚生事業団 愛厚藤川の里
委員	とおやま のぶひで 遠山 宣英	社会福祉法人愛知県厚生事業団 愛知県立心身障 害児療育センター 第二青い鳥学園
委員	きよた きんじ 清田 謹次	社会福祉法人岡崎市福祉事業団 福祉の村
委員	ふかみ けいち 深見 景一	社会福祉法人あおい ホームワーク板屋
委員	すぎうら りゅうじ 杉浦 龍二	社会福祉法人愛知玉葉会 藤花荘
委員	さくだ とみみ 作田 智海 あおやま きよみ 青山 清美	社会福祉法人せきれい
委員	まつもと たかし 松本 孝司	社会福祉法人みかわ 花の木苑
委員	みやじ つたえ 宮路 傳	社会福祉法人竜城福祉会 額田の村
委員	まつくら やすお 松倉 泰雄	愛知県立みあい養護学校
委員	いちかわ かおる 市川 薫	愛知県立岡崎養護学校
委員	やまたか かずと 山高 和人	岡崎市手をつなぐ育成会
委員	おぎの よしあき 荻野 義昭	岡崎肢体不自由児・者父母の会
委員	なかむら かつみ 中村 克美	岡崎地域精神障がい者家族会
委員	とだ じゅんこ 戸田 順子	岡崎女子短期大学

任期：平成22年4月1日～平成24年3月31日

第3期
岡崎市障がい福祉計画

発行年月：平成24年3月
発行：岡崎市障がい福祉課
〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
TEL: 0564-23-6155 FAX: 0564-25-7650